

「NPO」って なんだろう？



平成 29 年 4 月 1 日より「仮認定」が
「特例認定」に名称変更されました。
読み替えてご覧下さい。

※名称のみの変更で、認定基準等は
変更はありません。

地域課題の解決に活躍するNPO法人・ボランティア団体には、共助社会づくりの担い手として、ますます期待が寄せられています。

NPO法(特定非営利活動促進法)は、これらの団体が法人格を取得する道を開いて、その活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的としています。

このパンフレットは、NPO法に関することを中心に、ボランティアやNPOについて、Q&A形式でまとめたものです。ぜひ、ご一読ください。

NPOとは

NPOは、英語のNonprofit organizationの略で、『民間非営利組織』と訳されていて、ボランティア団体や市民活動団体などを指します。

営利を目的とせず(事業活動によって生じた利益を構成員に分配しないで)、その活動に賛同する人たちからの寄附やボランティアの協力などの支援を受けて、その目的を達成しようとする民間の組織です。

NPOは、企業(株式会社や有限会社など)や行政機関と並ぶ第三の部門として活躍が期待されています。

Q1 ボランティアとNPOはどう違うの？

A1

ボランティアは「個人」、NPOは「組織」というイメージになります。

個人で近くの浜のゴミを拾っている人はボランティアです。それに仲間が加わって定期的に活動するようになり、会の名前や会員名簿を作ったりするようになるとボランティアグループと呼ばれるようになります。

さらに活動が発展し、会の規則を定めたり代表者や事務局長を置いたりするようになった団体は、NPOと呼べるでしょう。

多くのNPOは、ボランティアの活動によって支えられていると言えます。

Q2 NPO法人という言葉もよく耳にするけど？

A2

NPO法人とは、NPO法(特定非営利活動促進法)により設立の認証を受けて成立した特定非営利活動法人のことです。

NPOの多くは、法人格を持たない任意団体として活動していたので、団体として「銀行口座が開設できない」「不動産登記ができない」などの不都合がありました。

このような不都合を解消するため、平成10年にNPO法(特定非営利活動促進法)がつくられ、一定の要件を満たす団体はNPO法人を設立できることになりました。

Q3 法人化のメリットと義務は？

A3

具体的なメリットの有無は、その団体の規模や活動の内容によりますので、一概には言えません。一般的には次のようなメリットが考えられますが、法人格を取得すると、メリットと共に法人としての義務も伴ってきます。団体として法人格が必要かどうかをしっかり検討する必要があります。

メリット

- 団体として契約できる
- 団体として所有できる
- 個人よりも信用が得やすい
- 団体と個人の資産を明確に分けられる
- 法人でないといけない業種に参入できる



義務

- 法令や定款のルールに従った事業運営をしなければならず、違反した場合は罰金や過料等の対象となる
- 事業報告書・会計書類などを作成し事務所へ備え置くなど、運営や活動について情報公開する必要がある
- いろいろな税金が課される(Q11をご覧ください)
- 解散した場合の残余財産は、法で定められた法人又は行政機関に帰属し、個々人には分配されない



NPO法人の設立をお考えの方へ

Q4 どんな団体がNPO法人になれるの？（要件）

A4 NPO法人になるためには、団体として次の要件を満たすことが必要です。

- 1 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- 2 営利を目的としないものであること
- 3 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- 4 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- 5 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- 6 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと
- 7 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと
- 8 10人以上の社員を有するものであること

Q5 特定非営利活動ってどんな活動？

A5 下の表に該当する種類の活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものを「特定非営利活動」といいます。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動



Q6 NPO法人設立認証のための手続きはどうなっているの？

A6

NPO法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を所轄庁である長崎県知事(所轄庁とは、その法人の主たる事務所が存在する都道府県の知事。ただし、その事務所が一つの指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長)へ提出し、設立の認証を受けることが必要です。設立の認証後、登記所で登記をすることにより法人成立となります。

設立認証申請書の提出は県民協働課のほか、県の振興局(長崎振興局を除く)でも受け付けています。なお、東彼杵町にのみ事務所を置く法人については、平成27年4月1日から事務の権限を東彼杵町へ移譲していますので、東彼杵町が窓口となります。

【法人成立までの流れ】



※縦覧:申請書に添付する書類の一部は1ヶ月間公開されます。

※法律が求める要件に満たない場合は、不認証の決定が行われます。

※県では、「NPO法人の手引き—設立編—」をご用意しています。ご希望の方は、県民協働課又は振興局(長崎振興局を除く)までお問い合わせください。

Q7 NPO法人は、行政から認証を受けるので「お墨付き」の法人だと思っていいいの？

A7

所轄庁(県知事)の認証は、NPO法の基準や手続きに適合しているかどうかを、原則として書類の審査だけで判断しています。活動の実態を調査して審査するしくみではありません。

優れた活動を行っている団体の中には、他の法人格を持っていたり、法人となるデメリットを考えて、あえて法人格を取得していない団体もあります。

ですから、法人格のないボランティア団体に比べて所轄庁(県知事)の認証を受けて法人格を得たNPO法人の方が優れている、といったことは全くありません。

Q8 NPO法人は、特定非営利活動以外の事業はできないの？

A8

定款で定めることにより、特定非営利活動に支障がない範囲で「その他の事業」を行うことができます。この場合、その他の事業に関する会計を特定非営利活動事業に関する会計から区分しなければなりません。また、その他の事業で生じた収益は、特定非営利活動のために使用しなければなりません。



※あくまで、特定非営利活動が主たる活動であり、その他の事業が主となってはいけません。

Q9 NPO法人で働いて給料はもらえないの？

A9

NPO法人は非営利であることが条件です。非営利とは「利益を団体の構成員に分配しない」という意味です。利益が上がった場合は、次の社会貢献活動へ回していけば、問題ありません。

必要なスタッフを雇用し給料を支払うことは可能です。給料支払いは構成員への利益の分配ではありません。NPO法人の運営のため、電気代やFAXの購入費などの必要な経費を支払うことと同様、スタッフの給料も必要な経費です。

ただし、常識からかけ離れた高額な給料を支払っている場合は、利益を分配していると思われるおそれがあります。



【NPO法人の収支】



利益(剰余金) → 構成員に分配しない。NPO本来の活動に使う。

収入: 会費・寄附金・事業収入・助成金等
経費: 給与・事業費・事務費等

非営利

(営利を目的としない)



Q10 NPO法人の情報公開はどうなっているの？

A10

NPO法人制度は、自主的な法人運営を尊重し、情報開示を通じた市民の選択、監視を前提とした制度となっている点が大きな特徴です。

そのため、NPO法人は、全ての事務所において事業報告書等を備え置き、その社員及び利害関係者に閲覧させる義務を負います。また、毎事業年度終了後3ヶ月以内に事業報告書等を所轄庁(県知事)に提出する義務があり、市民の皆さんは県庁・各振興局(長崎振興局を除く)で閲覧することができます。

事業報告書等は、NPO法人自らがその活動を市民に情報開示し、市民の理解と支援を拡げていくための大切な手段といえるでしょう。そのほか、ホームページやニュースレターなどを使って積極的に情報公開に取り組み、市民からの信頼を高めようとするNPO法人もあります。



Q11 NPO法人に関する税制はどうなっていますか？

A11

ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については各所管の窓口にご相談ください。(※税率等は、今後改定されることがあります。)

国 税

所管は税務署です。

国税である法人税については、公益法人と同様に、法人税法に規定された「収益事業」からの所得に対しては、課税されることとなります。それ以外からの所得については非課税です。

なお、課税される場合の税率は、株式会社等の普通法人と同じです。

法人税率

年間所得 800万円以下	15.0%
年間所得 800万円超	23.2%

地方税

県税に関する所管は各振興局、市町村税に関する所管は各市町の税務担当窓口です。地方税も、法人税法に規定された収益事業から生じた所得に対しては、法人住民税(法人税割)と法人事業税が課税されます。

また、法人住民税(均等割)は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

長崎県においては、特定非営利活動法人が、法人税法に規定する収益事業を行わない場合は、法人住民税(均等割)を申請により減免できることとしています。また、市町においても減免等を行う場合がありますので、それぞれの窓口にお尋ねください。

法人住民税(均等割)の標準税率

道府県民税	2万1千円(ながさき森林環境税を含む)
市町村民税	各市町の窓口にてご確認ください。

法人住民税(法人税割)の標準税率

道府県民税	法人税額の 1.0%
市町村民税	各市町の窓口にてご確認ください。

法人事業税の標準税率

年間所得 400万円以下	3.5%
年間所得 400万円超～800万円以下	5.3%
年間所得 800万円超	7.0%

特別法人事業税 法人事業税の所得割額の37%

※特別法人事業税については国税ですが、法人事業税と併せて各振興局税務部門へ申告納付が必要です。

(参考)法人税法に規定された34種類の収益事業

販売業、製造業、その他下記の事業で、継続して事業場を設けて営まれるもの。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

(注) 特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上は収益事業とみなされるものがあります。

Q12 認定NPO法人制度ってどういうもの？

A12

NPO法人のうち、一定の要件を満たすものとして所轄庁(県知事)の認定を受けた法人は認定NPO法人となります。認定NPO法人になると、税制上の優遇措置を受けることができます。

認定NPO法人となるための基準

- ① パブリック・サポート・テスト(PST)に適合すること(仮認定NPO法人は除きます。)
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
- ③ 運営組織及び経理が適切であること
- ④ 事業活動の内容が適正であること
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁(県知事)に提出していること
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること

注)①～⑧の基準を満たしていても(仮認定NPO法人は①を除きます。)、欠格事由に該当するNPO法人は、認定(仮認定)を受けることはできません。

Q13 仮認定NPO法人制度ってどういうもの？

A13

設立初期のNPO法人には、財政基盤が弱い法人が多いことから、1回に限りスタートアップ支援としてPST基準を免除した仮認定(3年間有効)制度が平成24年4月1日より導入されました。

ただし、認定NPO法人とは違い有効期間は3年間となっており更新はできないなど、法人の要件、有効期間、対象法人、実績判定期間、税制優遇に違いがあります。

Q14 個人が認定NPO法人(仮認定NPO法人)に寄附した場合の具体的メリットは？

A14

個人が認定(仮認定)NPO法人に寄附すると所得税(国税)の計算において、寄付金控除(所得控除)又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。また、県又は市町が条例で指定した認定(仮認定)NPO法人に個人が寄附すると個人住民税(地方税)の計算においても、寄付金税額控除が適用されます。

例)年収300万円の方が、1万円を寄附した場合

○税額控除を選択

所得 税 (10,000円-2,000円)×40%=3,200円

個人住民税 (10,000円-2,000円)×10%= 800円

合計4,000円

○寄附金控除(所得控除)を選択(年収300万円で所得税率を5%とした場合)

所得 税 (10,000円-2,000円)×5%= 400円

個人住民税 (10,000円-2,000円)×10%= 800円

合計1,200円

注)寄附金の額の合計額は所得金額の40%、税額控除額は所得税額の25%が限度です。また、寄附金控除における所得税率は年収及び各種所得控除額により異なりますので、試算にあたってはご注意ください。

(※税率等は、今後改定されることがあります。)

NPO法人の設立に関する相談やお問い合わせは
長崎県県民生活環境部県民生活環境課 まで!

NPO法人に関する書類の縦覧・閲覧・謄写も行えます。
 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 TEL 095-895-2314(直通)

そのほか、下記の振興局でも、相談や所管する地域のNPO法人関係書類の縦覧・閲覧・謄写ができます。

○県央振興局管理部総務課	〒854-0071 諫早市永昌東町25-8	TEL 0957-22-0010
○島原振興局管理部総務課	〒855-8501 島原市城内1-1205	TEL 0957-63-0111
○県北振興局管理部総務課	〒857-8502 佐世保市木場田町3-25	TEL 0956-23-4211
○五島振興局管理部総務課	〒853-8502 五島市福江町7-1	TEL 0959-72-2121
○舌岐振興局管理部総務課	〒811-5133 舌岐市郷ノ浦町本村触570	TEL 0920-47-1111
○対馬振興局管理部総務課	〒817-8520 対馬市厳原町宮谷224	TEL 0920-52-1311

※東彼杵町にのみ事務所を置く法人については、平成27年4月1日から事務の権限を東彼杵町へ移譲していますので、相談やお問い合わせについては東彼杵町総務課(TEL:0957-46-1111)となります。

県では、県民ボランティア活動支援センターや(公財)県民ボランティア振興基金と協力して、ボランティア活動やNPOの支援を行っています。

県民ボランティア活動支援センター

「ボランティア活動を始めてみたいな」
 「活動の相談にのってほしい」
 「打合せや会議の場所がないかなあ…」
 それなら支援センターに行ってみませんか?
 支援センターでは、市民活動全般のご相談をお受けしています。

〒850-0862 長崎市出島町2-11 出島交流会館4・5階
 TEL 095-827-4852 FAX 095-832-8624

開館時間 平日(火曜～金曜) 9時～22時
 土・日・祝祭日 9時～17時
 月曜と年末年始(12/29～1/3)は休館します



公益財団法人県民ボランティア振興基金

ボランティアなどに携わる皆さんが活動しやすく、今後さらに多くの方が参加しやすくなるような、ボランティア活動の環境・基盤づくりを目指している財団です。

主な事業

- NPO専門相談員(税、会計、法務、法律、労務などの専門家)を、申込みのあったNPO法人・ボランティア団体へ派遣し、無料でご相談に応じます。
- ホームページ「ながさきボランティアネット」
<http://volu-npo.jp/>で情報提供を行っています。
- 災害ボランティアの育成・支援を行っています。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1
 (長崎県県民生活環境課内)
 TEL 095-827-7616 FAX 095-895-2564

この財団は、財団法人雲仙岳災害対策基金からの寄附及び長崎県の出捐を受け、平成14年5月に設立されました。

